

留学生就職促進教育プログラム認定制度実施要項

制定 令和 3 年 3 月 3 1 日
改正 令和 4 年 6 月 2 1 日
改正 令和 5 年 4 月 1 8 日
改正 令和 6 年 1 1 月 2 8 日
改正 令和 7 年 1 1 月 1 7 日
文部科学省高等教育局

1. 趣旨・目的

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（以下「留学生就職促進教育プログラム」という。）を文部科学省が認定し、当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進することを目的として、実施する。

留学生就職促進教育プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによる。

2. 枠組み概要

本制度は、外国人留学生の国内就職促進を目的として、大学が国内企業等との連携により策定した外国人留学生向け教育プログラムを文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みである。

3. 認定の要件等

文部科学省において、本制度による教育プログラムとして認定する要件等は次のとおりとする。

(1) 申請機関

外国人留学生が在籍する国公立大学、短期大学（以下「大学等」という。）

※ 申請する大学等は、直近の学校教育法第 109 条第 2 項（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に基づく認証評価において不適合の評価を受けていないこと。

※ 申請する大学等は、外国人留学生の在籍管理に係る体制が適切に整備されていること。具体的には、申請時点において、文部科学省が定める「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」における『改善指導対象校』または『在籍管理非適正校』に該当していないこと。並びに当該指針に照らして、これらに該当する可能性が高い状態にあると判断される状況にないこと。

※ 申請する大学等は、外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が過去 3 年度の平均で 3 割以上であること。又は在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が過去 3 年間平均で 4 割以上であること。

●開設してから3年度以内の大学等の取り扱いについて

開設年度1～3年度の大学等については、大学等開設年度から直近の年度まで「外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が平均で3割以上であること。又は在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が平均で4割以上であること。」とする。

※ 大学等と企業等により構成されるコンソーシアムも募集の対象とするが、主となる1大学が代表して申請することとする。なお、コンソーシアムは、新規又は既存の別を問わないが、速やかに着手できるよう、実施体制が確立していること。

(2) 教育プログラム

日本国内での就職を希望する外国人留学生を対象として、「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として履修する教育プログラムであること。

「教育プログラム」は一部の科目の履修に止まらず、以下の「③教育内容」を体系的に履修できるものとする。また、科目内容に応じて、正規課程として単位認定することが望ましい。

外国人留学生の国内企業等への定着に向け、履修者である外国人留学生が就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付すること。そのため、入学後、速やかに履修できるよう、必要な体制が構築されていること。

あらかじめ、年次進行を含めた教育プログラム全体の履修モデルを明らかにし、外国人留学生に示すこと。なお、履修期間は概ね1～2年程度を想定している。

①受講人数

教育プログラムを実施するに当たって適切な人数であること。

複数大学等がコンソーシアムを形成して実施する場合には、参加大学等全体として適切な人数であること。

②国内企業等の連携・協力

教育プログラムの策定・実施に当たり、企業等が教育プログラムの策定に関与していること。インターンシップ受入れ協定、実務家教員の派遣等、国内企業、地域の経済団体等との具体的な連携・協力が図られていること。

外国人留学生のキャリア観と初めて受け入れる企業のキャリア観については、相当の差異があることが想定されるため、相互のミスマッチが起こらないよう、当該企業等への支援方策（外国人留学生採用の成功事例や受入れ時の工夫等の情報提供等）について、セミナー等を開催していること。

③教育内容

●日本語教育

取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。

●キャリア教育

企業と外国人留学生の間に生じるミスマッチを防ぐため、外国人留学生に企業文化を講義することが必要不可欠である。そのため、単に一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施すことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。

主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、業界研究等の就職活動の支援を行っていること。これらの内容が、次に掲げる「インターンシップ」と連動した計画となっていること。

※ 上記の内容を満たすものであれば、アントレプレナーシップ教育を含む内容であっても差し支えない。

●インターンシップ

インターンシップを通じて、日本企業・組織における働き方や慣行等を経験し、先に掲げた「キャリア教育」の内容の一層の理解・定着を図る機会と位置付け、国内企業等における2週間程度以上のインターンシップを実施していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。

事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保されていること。

インターンシップの実施に当たって、事前に受入れ企業等の協力が得られ、実施の意義や目的等が共有されているとともに、履修者数に対して必要な受入れ先が確保されていること。

④その他

教育プログラムの実施に当たっては、在留資格制度や社会保障制度など、日本国内で適切に就労するために必要となる基礎的な事項を提供することが望ましい。

また、在学中のみならず、就職した外国人留学生に対してのフォローアップ体制（企業への内定後や大学等卒業後の調査協力、メンター等が相談を受ける等）が構築されている等の工夫があることが望ましい。

（3）修了証明書の発行

プログラムの修了（予定）者に対して、学長名で修了証明書を発行すること。

修了証明書は、以下の事項が記載されていること。なお、日本での就労を目的とした在留申請を地方出入国在留管理局に行う際、その審査手続上の優遇措置を得ようとする場合は、修了証明書は、法務大臣宛の文書とすること。また、修了（予定）者の求めに応じ、英語での証明書発行にも対応することが望ましい。

①発行日及び文書管理番号

②発行者（大学等）名

③修了（予定）者の国籍・地域、氏名、生年月日、性別

④プログラムの概要及び受講期間

※日本語の学習時間、履修したキャリア教育科目の履歴、インターンシップの受

入れ先・実施期間及び成績評価結果等

(4) 目標設定

①修了率

申請するプログラムの履修者のうち、修了者の割合が8割を超えること。

②就職率

各年度における外国人留学生の卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超えること。

上記①及び②について、合理的な方法により実態把握を行うこと。なお、認定期間中は一貫した調査方法、調査時点とすること。

(5) 認定の効果

認定の有効期間は、認定したときから5年後の年度末までとし、認定要件を欠くことや欠く恐れがあることが判明した場合は、必要に応じて4.(2)に示す審査会の審査を経て、認定を取り消す。

なお、本制度の認定は、それ自体が法的拘束力を伴うものではなく、認定要件への適合性を確認したという性質のものである。

4. 認定手続等

(1) 申請

認定を受けようとする大学等は、指定の期日までに、別添の様式に必要事項を記載の上、文部科学省に提出すること。

なお、認定に係る申請等書類において重要な事項に係る虚偽の記載、若しくは重要な事実の記載の欠如等の不正な行為があったことが判明した場合には、認定後であれば認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間、認定前であれば判明した日の翌年度から起算して3年間を経過していない大学等からの新規の申請については受け付けないものとする。

(2) 審査

文部科学省は、申請内容が「3. 認定の要件等」に適合しているかどうかについて、有識者で構成される審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該プログラムを認定するかどうかを決定する。認定の際に留意事項を付記する場合がある。

認定したプログラムについては、文部科学省ホームページにおいてその名称等を公表する。

(3) 認定後の手続

①認定結果に留意事項が付記された場合

認定結果に留意事項が付記された大学等は、後日、付記された留意事項への対応について報告書を文部科学省に提出すること。なお、文部科学省において報告書を確認し、内容によっては、認定機関に対して状況確認する場合がある。

②取組状況報告

大学等は、認定されたプログラムについて、毎年6月末までに、別添の様式5

及びその別紙（任意様式）による取組状況報告，様式 5－2 並びに取組状況の概要資料（原則 1 枚）を文部科学省に提出すること。

毎年度の取組状況について，各大学等のホームページで公表すること。

③変更・廃止に係る届出

大学等は，認定プログラムについて変更（③の規定による軽微な変更を除く）又は廃止しようとするときは，別添の様式により，あらかじめ，その旨を文部科学省に届け出ること。

文部科学省は，認定プログラムが廃止された場合又は「3. 認定の要件等」の要件のいずれかに適合しなくなったと認める場合には当該認定を取り消すこととし，その旨を大学等に通知するとともに，文部科学省ホームページから削除する。

④軽微な変更に係る報告

大学等は，認定プログラムの内容において，任意の記載事項のほか，授業科目の名称のみの変更，担当教員名及び教員の所属機関等の軽微な変更が生じたときは，すみやかにその旨を文部科学省に書面にて報告すること。

5. その他

認定プログラムについては，当面の間，予算の範囲内で，プログラムの履修人数に応じ，外国人留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）及び高度外国人材育成課程履修支援制度（履修支援金）の優先配分の対象とする。

大学等は，関連の職業分野の企業や機関等に対し，認定された教育プログラムの開講に関する情報を積極的に提供するものとする。

認定プログラムについては，原則として大学等のホームページに別添の様式及び外国人留学生や企業等に対しプログラムを説明する概要資料（原則 1 枚）を掲載し，広く発信するものとする。

文部科学省が「3. 認定の要件等」の要件を満たす教育プログラムとして認定した旨，公表された日以後，当該教育プログラムについて，「文部科学省認定「留学生就職促進教育プログラム」」と称することができる。

大学等において，認定された教育プログラムを対外的に発信する際には，「文部科学省認定「留学生就職促進教育プログラム」」である旨を明記する。

6. 附則（令和 3 年 3 月 31 日）

この実施要項は，令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附則（令和 4 年 6 月 21 日）

この実施要項は，令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 18 日）

この実施要項は，令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

附則（令和 6 年 11 月 28 日）

この実施要項は，令和 6 年 11 月 28 日から施行する。

附則（令和 7 年 11 月 17 日）

この実施要項は，令和 7 年 11 月 17 日から施行する。